

中小企業等省エネ化・生産性向上補助金 申請の手引き

A. 省エネ枠版

物価・エネルギー高騰への事業者支援策として、長期的なコストの低減、脱炭素化にもつながる設備の省エネ化を図るため、設備の更新費用の一部を助成します。
これから買替えをする場合にお役立てください。

※ 当補助金は、同一設備で、「A. 省エネ枠」「B. 生産性向上枠」両方を申請することはできません。

◀ 受付期間 ▶

【申請①】 補助金交付申請（事前申請）

令和8年6月8日（月）受付開始 ～ 令和9年2月1日（月）受付終了

【申請②】 実績報告

申請①の認定後 ～ 令和9年3月1日（月）受付終了

※ 申請は設備購入前の「①補助金交付申請」、購入後の「②実績報告」の2回あり、両方を期間内に完了する必要があります。（詳細はⅡ-2. 手続きの流れ参照）

※ 上記受付終了日前であっても、予算額に達し次第受付終了となります。

◀ 申請方法 ▶

電子申請システム（e-kanagawa）での申請となります。【PC操作推奨】

目次

I	補助金の概要	P. 2
II	申請手続き	P. 6
	└ 申請①：補助金交付申請（事前申請）	P. 7
	└ 申請②：実績報告	P. 11
III	支払いについて	P. 13
IV	その他留意事項	P. 13
資	料	P. 14

I 補助金の概要

1 対象事業者

- (1) 横須賀市内で店舗、事務所、工場等の事業用の物件を使用して事業運営をしている中小企業、個人事業主（**市内に住民票がある方**）、協同組合等または小規模事業者。

※会社、個人事業主、中小企業団体（協業組合等）が対象です。農事組合法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等は対象外ですので、ご注意ください。

※農業・漁業を営む方は下記「中小企業者」の「①その他の業種」に該当します。「小規模事業者」の対象ではないため、ご注意ください。（食品加工等を行っている場合を除く）

(中小企業の範囲)

中小企業基本法第2条1項で定めるもの

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数 ※2
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～⑦を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理、サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業、飲食店・飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業 ※1	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下

※1 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

(小規模事業者の範囲) ※3

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定めるもの

業 種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます)	常時使用する従業員の数 ※2
① 製造業その他	20人以下
② 商業（卸売業・小売業）・サービス業（③～④を除く）	5人以下
③ 宿泊業	20人以下
④ 娯楽業	20人以下

- ※2 本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。
- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含めます）
 - ・個人事業主本人及び同居の親族従業員（別居の親族従業員は「常時使用する従業員の数」に含めます）
 - ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は退職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者）

- ・以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等
 - ① 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員の数」に含めます。）
 - ② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（*）」の所定労働時間と比べて短い者

*「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方を中小企業者・小規模事業者の定義している従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。パートタイム労働者に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。なお、ここでいう1か月とは、本補助金申請月の前月のことです。

- ※3 医師、歯科医師、助産師については、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)」第2条に規定する小規模事業者に該当しないため、常時使用する従業員数に関わらず、小規模事業者となりません。

- (2) 市税の未納がないこと
- (3) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第3号に規定する暴力団でないこと
- (4) 政治活動及び宗教活動を主たる事業者でないこと
- (5) 性風俗関連特殊営業事業者でないこと
- (6) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと
- (7) この補助事業の経費に関して、国・県・市など他の補助金等を受給していないこと。

神奈川県脱炭素戦略本部室が実施する「中小企業省エネルギー設備導入費等補助金」は併用が可能です！

要件等詳細はコチラからご確認の上、併せてご検討下さい。

【参考】中小企業省エネルギー設備導入費等補助金

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/shouenesetubihojokin.html>

2 対象設備

(1) 要件

- ✓ 横須賀市内で実態のある事業を営んでいること
※個人事業主の場合は申請時点で市内に住民票を有すること
- ✓ 既存の設備の更新であること **(申請時点で購入済のものは対象外)**
- ✓ 事業専用使用する物であること
- ✓ エネルギー使用量の削減に寄与するものであること
 (カタログ値等により、削減量が示せること)

(2) 対象機器

エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器、ボイラー、その他業務用機器など
※更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄に係る経費（リサイクル料も含む。）や 機器の運搬・設置に係る経費も補助対象です。

【注意】LED照明設備、太陽光発電にかかる設備については

「令和8年度横須賀市重点対策加速化事業費補助金」をご利用ください。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/kankyousolar/jutentaisaku.html>

(3) 補助対象経費

- ✓ 機器の運搬・設置に係る経費
- ✓ 既存設備等の更新並びに更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄
 (リサイクル料も含む。)

(4) 対象外となるもの

- ① 新規で設置するもの
- ② 設備を更新する場所及び用途が居住用と事業用との区別ができないもの
 (例：自宅の居間を事務所としている場合など)
※1階が店舗で2階が自宅など明確に区分できる場合は対象となります。
- ③ 消耗品の購入に係る経費 (例：電球のみの購入など)
- ④ パソコン、タブレット、携帯電話などの情報端末
- ⑤ 車両
- ⑥ 「横須賀市重点対策加速化事業費補助金」で対象となる高効率照明設備
※対象機器が高効率照明設備の場合は、上記補助金の要件・上限額等を必ずご確認ください
- ⑦ 太陽光発電設備および蓄電池等付随する設備
- ⑧ 各種保証・保険料 (延長保証など)
- ⑨ 中古品又はリース取引・割賦契約により取得したもの
- ⑩ 販売や貸付 (自社にて販売・賃貸する物件など) を目的とするもの

※販売や貸付をしていない共有部分については、その光熱費等を自社で負担しており、共益費等の収入を得ていない（純粹に自社負担経費が設備更新により省エネになる）場合に限り対象となります。

- ⑪ インターネット等を利用した通信販売（電子商取引）により購入したもの
又は、販売業者の実体（事業所の所在地及び連絡先等）が横須賀市内で確認できないもの
及び、市外の事業者に依頼した物品購入または設置工事
- ⑫ その他、本補助金の趣旨に照らし、市長が適当でないと認めるもの

（5）横須賀市内事業者をご活用ください

本市では「横須賀市中小企業振興基本条例」に基づき、地域経済の持続的な発展を図るため、市内中小企業者の受注機会の確保に努めています。

そこで、本補助金の申請にあたっては、設備導入や設置工事等の発注に際し、横須賀市内企業者をご利用いただきますようお願いいたします。

3 補助率・補助金額

- (1) 補助対象経費 … 設備の更新費用の **1/2**
※補助対象経費は税抜価格、千円未満は切り捨てです。
- (2) 補助上限額 … **50** 万円

【注意】

振込金額は、購入後の実績報告の内容を審査の上決定します。

- 対象設備の価格が予定より安価で設置できた場合や、補助対象外の経費があった場合は、当初の交付決定額より補助額でのお振込みとなります。
- 交付決定額は補助額の上限です。そのため、対象設備を設置した際に予定より高額なコストがかかった場合でも、補助額を増額することはできません。

Ⅱ 申請手続き

1 申請期間

【申請①】購入前の補助金交付申請（事前申請）

令和8年6月8日（月）9時から

令和9年2月1日（月）17時まで【締切厳守】

【申請②】購入後の実績報告

申請①の認定後から令和9年3月1日（月）17時まで【締切厳守】

（注意点）申請前に必ずお読みください！

- ※ 申請手続きは「①交付申請（事前申請）」「②実績報告」の2回あり、すべてを期間内に完了する必要があります。
- ※ 事前申請（設備更新前の申請）となります、既にご購入・設置済みの設備は申請できません。
- ※ 受付は先着順です。上記期限内でも申請の合計額が予算に達した場合は、受付を終了します。終了については事前にホームページでお知らせしますのでご確認ください。
- ※ 申請は1事業者につき「A. 省エネ枠」・「B. 生産性向上枠」いずれも1回までとなります。対象設備を複数更新している場合は、合算して申請してください。なお、同一設備で両方の枠を申請することはできません。
- ※ 一度申請を行い、交付決定を受けた後は、追加で補助対象設備の更新があっても、追加分の補助金申請はできません。

【申請はこちらから】



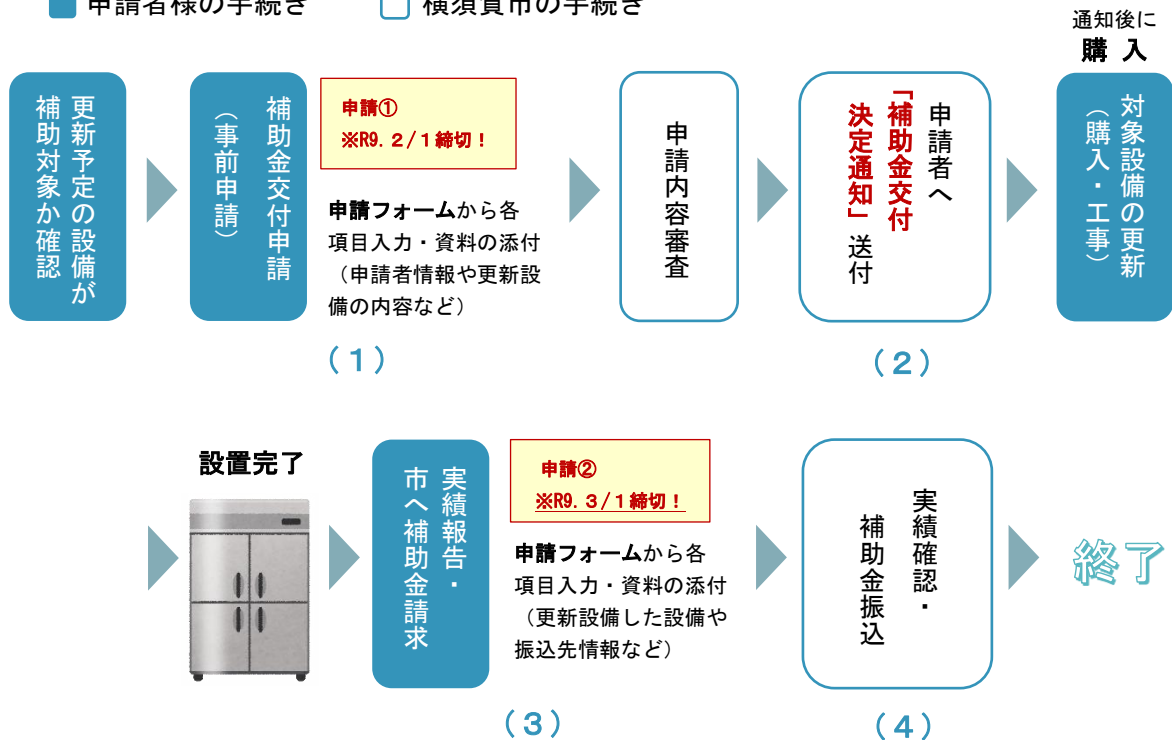
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4402/hojokin/syouene.html#form>

※②実績報告用申請フォームは、補助金の交付が決定した際にお送りします。

2 手続きの流れ

■ 申請者様の手続き

□ 横須賀市の手続き



3 申請①：補助金交付申請（購入前の事前申請）手順

(1) 補助金申請

- 「A. 省エネ枠」の申請は1事業者につき1回のみとなります。
- 対象設備を複数予定している場合は、合算して申請してください。
※注意※
一度申請を行い、交付決定を受けた後は、追加で補助対象設備の更新があっても追加分の補助金申請はできません。
- カタログや家電量販店等の情報から、対象の設備かどうか確認をします。
購入する物品を決め、購入前に「申請①」を行います。
- 補助金の申請フォームは「電子申請システム（e-kanagawa）」を使用します。申請フォームURLは、市ホームページ内にも掲載しています。

※申請にはEメールアドレスが必要です。

※スマートフォンでも申請は可能ですが、PCでの申請を推奨します。

※以下に申請時に必要な項目、添付資料を記載しておりますので、ご確認いただき、添付資料のデータをPC上にご用意のうえご申請ください。

- ログイン方法 … [14](#) ページ（資料1）をご参照ください。
- 以下の内容を申請フォームから入力・必要書類を添付してください。
データを添付する際は、[15](#) ページ（資料2）の手順をご参照ください。

①入力内容

本日の日付（申請日）

【誓約事項】

納税確認について/他の補助金を受給していないことについて/（個人農家の方のみ）事業活動の確認について/
暴力団の該当有無について、警察への照会・確認/対象事業について/横須賀市内企業者への発注及び見積りにつ
いて

【申請者の情報】

- a. 法人または個人事業主の選択
- b. 事業者名（法人の場合は法人名、個人事業主の事業者名）
- c. （法人の場合のみ）代表者肩書
- d. 代表者氏名
- e. （法人の場合のみ）法人番号
- f. （個人の場合のみ）屋号
- g. 代表者の生年月日
- h. 郵便番号（法人の場合は本店、個人事業主の場合は事業所所在地）
- i. 住所（法人の場合は本店、個人事業主の場合は事業所所在地）
- j. （個人の場合のみ）事業者の居住先住所
- k. （市外事業者の場合のみ）市内事業所名（横須賀支店、横須賀事業所など）
- l. （市外事業者の場合のみ）市内事業所の郵便番号
- m. （市外事業者の場合のみ）市内事業所の住所
- n. 電話番号
- o. F A X 番号
- p. 事務担当者氏名
- q. 事業概要（例：イタリアンレストラン経営、コインランドリー運営など）
- r. 業種：日本標準産業分類小分類の分類コード（4桁の番号）※

※「政府統計の総合窓口 e-Stat」を参照

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

（参考）

店舗内で菓子・パン類を製造し小売（個人消費者に直接販売）する場合は小売業に分類されます。

例) 5861：菓子小売業（製造小売）、5863 パン小売業（製造小売）

- s. 資本金
- t. 常時使用する従業員の数

【更新設備について】

- a. 設備の更新予定日
- b. 更新後の設備の品名及び型番
(例：〇〇製エアコン 型番 YK1000、△△製冷蔵庫 型番 KG2000)
- c. 補助対象設備の更新費用合計（税抜）
(例：832,500円)
- d. 経費の内訳（税抜）
(例：エアコン 310,000円、エアコン設置費 62,500円、冷蔵庫 200,000円
×2台、冷蔵庫設置費 60,000円)
- e. 補助金交付申請額
※更新費用×2分の1、**限度額 50万円、千円未満切捨て**の額で記載する
(例：設備更新費用 832,500円の場合 …832,500円×2分の1 = 416,250円
→千円未満切捨てのため、交付申請額は 416,000円)
- f. 設備を設置する場所
(例：客席、キッチン、事務室など)
- g. 設備を更新する場所の住所
- h. エネルギー使用量の削減内容
(例：カタログ値で更新前と比べて消費電力量が●%削減など)

※更新前の設備の情報の取得が難しい場合は、概ねの数値で構いませんので、「既存設備の取得から10年以上経過しており、今回の最新の設備への更新により、●%程度の消費電力削減が見込まれる」などの入力をお願いします。
(複数設備がある場合は、それぞれのパーセンテージの入力をお願いします。)

【しんきゅうさん】

環境省が提供するシュミレーションシステムです。パソコンや携帯電話を利用して、省エネ製品への買換えによる二酸化炭素削減効果や毎月の電気代などのランニングコスト低減効果等を簡単に知ることができます。

エアコン、冷蔵庫などについて対応しており、今お使いの機種と最新機種を比較することが可能です。具体的な操作方法や詳細は、公式ホームページをご確認ください。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/shindan/>

(使い方)

<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/usage2/index.html>

②添付書類

- a. (法人の場合のみ) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- b. (個人の場合のみ) 直近の確定申告書の写し又は開業届の写し
- c. (法人の場合) 役員等氏名一覧表

※市HPまたは、e-kanawagawa 申請フォーム内に書式あり

- d-1. 更新前の設備の写真(設備全体が写っている近景の写真)
- d-2. 更新前の設備の写真(事業用に設置していることが確認できる遠景の写真)

見積と施工事業者等の名称・所在地・電話番号について

その他: <個人農家の方のみ>

備考(添付ファイル)欄に「照会同意書」を添付

- 上記の申請内容が横須賀市に届き次第、申請内容や市税の滞納有無等を審査します。

(2) 補助金交付決定通知を受け取る

- 横須賀市による審査後、「補助金交付決定通知」が発行されます。

(メールにて第一報をお知らせし、通知本書は郵送します。)
併せて、メールにて実績報告用の入力フォームのURL等をお送りします。

※申請から3週間程度要します。

- 交付決定通知日以降に、補助対象設備を購入してください。

(3) 設備の更新・補助対象設備の事業者へのお支払い

補助の対象となる経費は、交付決定日から令和9年3月1日(月)までに事業者にお支払いしたものとなります。

また、補助金額は交付決定額以内の金額となりますので、ご注意ください。

- 申込みが完了し、上記の申請内容が横須賀市に届き次第、申請内容や市税の滞納有無等を審査します。
申込みが完了した際は以下の画面が表示されメールも届きます。

申込完了

の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。

整理番号を記載したメールとパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	
パスワード	

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

4 申請②：実績報告・請求の手順

- 設備の更新と事業者への支払いが完了後、速やかに横須賀市に実績報告・補助金の請求を行ってください。
(入力フォーム URL は交付決定時にメールでお伝えします)
- 交付決定通知書の送付時に実績報告・請求フォームの URL をお送りします。設備の更新完了後、速やかに手続きをお願いします。
※(2)の交付決定通知を受けていても、3月1日(月)17時までに実績報告・補助金請求がない場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。
- 以下の内容を実績報告・補助金請求フォームから入力・添付してください。
データの添付方法は、《P.15》の手順をご参照ください。

① 入力内容

【申請者の情報】

- a. 請求日 …市への補助金の請求日（フォームへの入力日）
- b. 法人または個人事業主の選択
- c. 事業者名（法人の場合は法人名、個人事業主の事業者名）
- d. （法人の場合のみ）代表者肩書
- e. （法人の場合のみ）代表者氏名
- f. （個人の場合のみ）屋号
- g. 郵便番号（法人の場合は本店、個人事業主の場合は事業所所在地）
- h. 住所（法人の場合は本店、個人事業主の場合は事業所所在地）
- i. （個人の場合のみ）事業者の居住先住所
- j. 電話番号
- k. 事務担当者氏名

【補助金交付の情報】

- a. 交付決定通知書に記載の補助金受付番号
- b. 交付決定通知書に記載の交付決定額
- c. 設備更新費用の支払額（税抜価格）
- d. 補助金交付予定額（支払額×2分の1、限度額50万円、千円未満切捨て）
- e. 設備更新費用の支払年月日

【補助金振込先の情報】

※法人の場合は「申請者の情報」に記載した法人名義の口座、
個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

- a. 金融機関コード
- b. 金融機関名
- c. 本支店コード
- d. 本支店名
- e. 預金種別
- f. 口座番号
- g. 口座名義人

② 添付書類

- a. 領収書など設備更新費用の支払いの確認がとれる資料

設備更新費用の支払金額、支払日の確認がとれる資料を添付してください。
領収書がない場合は電子的な決済画面の写し等でも構いません。
なお、銀行振込の場合は振込振替受取書等の写し、クレジットカード決済等の信用取引による場合は決済口座からの引き落としが確認できる通帳の写しなど、支払の事実が確認できるものを添付してください。

b. 設備品目や設置費用などの内訳書

「a. 領収書」で内訳等の確認がとれる場合は添付不要です。
請求書など各品目の内訳や既存設備撤去費用等、設備本体以外の費用の内訳の確認がとれる資料を添付してください。

c. 更新後の設備の写真（設備の全体が写っているアップの写真）

どのような設備か写真にて確認をしますので、設備の全体が写っており、かつ、近景の写真を添付してください。

d. 更新後の設備の写真（事業用に設置していることが確認できる遠景の写真）

事業用に使用しているかどうかの確認をさせていただきますので、設置している部屋（客室、事務室など）と設備と一緒に写っている写真を添付してください。

e. 補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人（か）が確認できるもの
通帳の表紙をめくったページの写しなどを添付してください。

Ⅲ 支払いについて

請求内容に不備がない場合、ご指定の口座へ補助金を振り込みます。

※請求から3～4週間程度要します。

Ⅳ その他

- 郵送等による書面での申請受付は行いません。
- パソコンやスマートフォンを使用できない方は、あらかじめ市役所経済企画課へ代理入力についてご相談ください。（**要事前連絡**）
※簡単な入力操作ですので、可能な限り申請者ご自身で入力いただくようご協力をお願いいたします。
※代理申請をご利用された申請者の方にはアンケートへのご回答をお願いしております。
- 補助金の手続きにおいて、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定の取消や補助金の返還請求をいたします。
- 補助金を申請された方に、今後、横須賀市から市の施策等のご案内をお送りすることがあります。

【お問い合わせ・代理入力のご相談】

横須賀市経済部経済企画課 TEL：046-822-9523（平日8時30分～17時15分）

令和8年（2026年）6月1日作成

資料 1

e-kanagawa ログイン手順

【これまでe-kanagawaを利用したことがない場合】

① 「利用者登録せずに申し込む」をクリック

② 「同意する」をクリック

③ アドレスを入力し、「完了」をクリック

④ ご入力いただいたアドレスあてに、申請フォームのURLが記載されたメールが送信されます。そこから申請内容の入力をお願いします。

【既にe-kanagawaの利用者登録をしている場合】

① 「同意する」をクリック

② 「同意する」をクリック

③ 申請画面に移動しますので、ご入力をお願いします。

利用者IDは過去にご登録いただいたメールアドレスです。

設定していただいたパスワードを入力してください。

パスワードをお忘れの場合はこちらから手続きをお願いします。

資料2

【データの添付方法】

必要書類の添付

b直近の確定申告書の写し又は開業届の写しを添付してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

①

添付ファイル

「添付ファイル」ボタンをクリック

事業者の氏名、業種が確認できる1ページ目を添付してください。



添付ファイル

ファイルを選択してください

②

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

添付する

「ファイルの選択」ボタンをクリック

※クリックするとポップアップが出現します。



添付ファイル

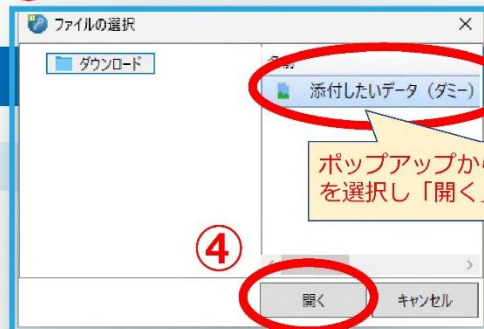
ファイルを選択してください

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

添付する

③



ポップアップから、添付をしたデータを選択し「開く」をクリック。

④



添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルの選択

添付したいデータ (ダミー) .png

添付する

添付したいデータの名称が反映されているか確認する。

⑤

添付データを確定させる。「添付する」をクリック



～次ページへ続く～

～前ページの続き～



添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルの選択 ファイルが選択されていません
添付する

添付結果にデータ名が反映されて
いれば添付完了。

添付結果

添付したいデータ (ダミー) .png 削除



⑥ 「入力へ戻る」ボタンを押して、
申請内容の続きを入力してください。

資料3 一時保存・読み込み

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

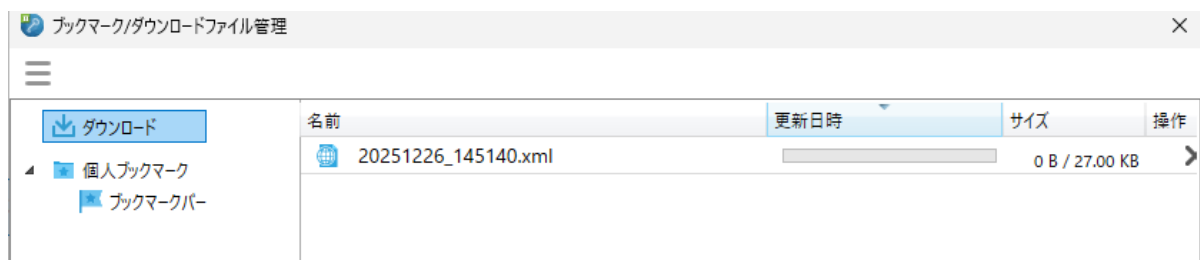
※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

↓ 入力中のデータを保存する

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↑ 保存データの読み込み

保存された入力内容データはPC上にダウンロードされます。 ※データをクリックしないこと



「保存データの読み込み」をクリック

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

↓ 入力中のデータを保存する

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↑ 保存データの読み込み

「ファイルの選択」をクリック

ファイル読込

令和7年度_横須賀市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金_申請フォーム_テスト用2

ファイルを添付してください **必須**

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

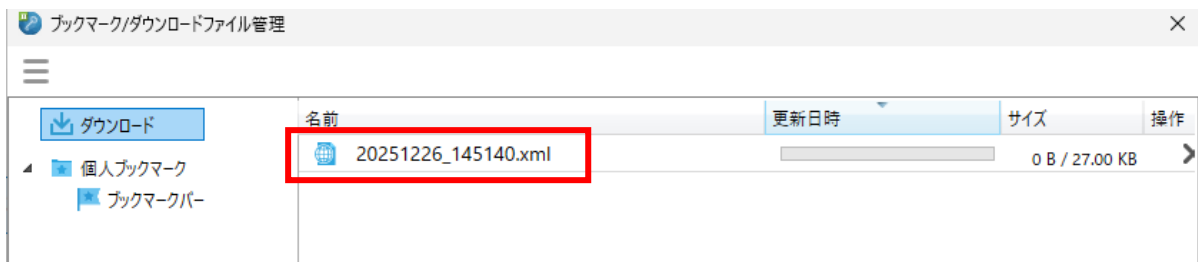
< 入力へ戻る

確認へ進む >

~次ページへ続く~

～前ページの続き～

一時保存していた入力内容データをクリック

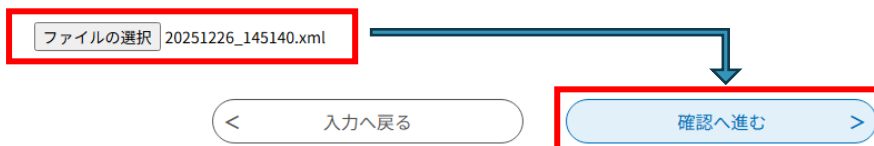


取り込まれたことを確認したら、「確認へ進む」をクリック

ファイル読込

令和7年度_横須賀市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金_申請フォーム_テスト用2

ファイルを添付してください **必須**



該当データが入っていることを確認したら、「読込む」をクリック

ファイル読込確認

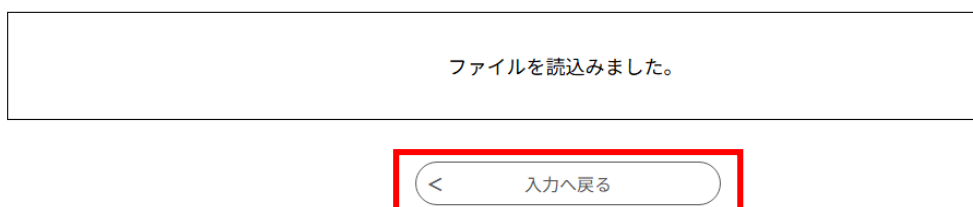
令和7年度_横須賀市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金_申請フォーム_テスト用2



入力内容が復元されますので、「入力へ戻る」をクリック

ファイル読込完了

令和7年度_横須賀市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金_申請フォーム_テスト用2



【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- 添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後、必要に応じて、ファイルをもう一度、添付し直してください。
- パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- システムにもう一度、読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- 入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。
「入力中のデータを保存する」だけでは申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

横須賀市中小企業等省エネ化・生産性向上補助金の 申請及び実績報告・請求に係るプライバシーポリシー

1 事業者情報の利用目的

中小企業等省エネ化支援補助金申請フォーム及び実績報告・請求フォーム（以下、「本フォーム」という。）で取得した事業所情報は、以下の目的で収集するものであり、それ以外の目的に利用又は提供することは一切ありません。

- (1) 横須賀市による補助金申請及び実績報告内容の審査のため
- (2) 横須賀市による補助金関係書類の送付のため
- (3) 横須賀市による補助金口座振込のため
- (4) 横須賀市からの事業者向け情報をお知らせするため
- (5) 横須賀市から事業者向けアンケート調査を依頼するため
- (6) 横須賀市による統計資料および施策立案の参考資料とするため

2 本フォーム上で収集する情報

本フォームでは、次のとおり申請者の情報の入力が必要です。

- (1) 申請者が法人である場合
 - ①法人名
 - ②代表者肩書及び氏名
 - ③法人番号
 - ④本社住所
 - ⑤市内事業所名及び住所
- (2) 申請者が個人事業主である場合
 - ①事業者の氏名*
 - ②事業所名（屋号）
 - ③事業者の居住先住所*
 - ④市内事業所名及び住所*
- (3) 法人、個人事業主に共通
 - ①代表者の生年月日*
 - ②事業所の電話番号及びFAX番号*
 - ③事務担当者の氏名*
 - ④事業概要
 - ⑤業種
 - ⑥資本金、常時使用する従業員の数、前年度の営業利益
 - ⑦補助対象経費に関する情報（費用、品目、用途等）
 - ⑧補助対象設備を設置する場所の住所*
 - ⑨施工事業者に関する情報（名称、住所、電話番号）
 - ⑩補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人*

なお、上記*のついた情報について、事業の情報として専ら公開されていない情報を入力された場合に、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（以下、「個人情報」という。）として取り扱います。

3 個人情報の利用範囲

本フォーム上でご入力いただいた個人情報は、横須賀市と本フォームのサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）以外の者が利用することはありません。また、取得した個人情報は、以下の場合を除き、これら以外の第三者に提供することはありません。

- (1) 収集した目的の範囲内で、業務を業務委託する場合。この場合、横須賀市は、本プライバシーポリシーに定める取り組みと同等の取り組みを実施することについて、業務を委託した第三者に対して義務付けるとともに、当該委託先の適切な管理に努めます。
- (2) 情報の開示や共有について、同意がある場合
- (3) 生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要があると認められる場合
- (4) 法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の事務上必要とされる場合
- (5) 申請者がオンラインにより自らの情報の参照及び更新をする場合

なお、サービス提供事業者は、専ら本フォームのデータベース等を構築、維持管理する目的でのみ個人情報を利用し、個人情報について守秘義務を負います。

サービス提供事業者のプライバシーポリシーは以下のとおりです。

（本フォームに係るサービス提供事業者のプライバシーポリシー）

・株式会社 NTT データ関西 <https://www.nttdata-kansai.co.jp/privacypolicy.aspx>

5 個人情報のオンライン提供

本フォーム上でご入力いただいた個人情報は、次の目的のため、オンラインで第三者（横須賀市以外）に情報を提供することがあります。この目的のほかにオンラインにて第三者へ情報を提供することはありません。

- (1) 申請者がオンラインにより自らの情報の参照及び更新をするため
- (2) サービス提供事業者が本フォームのデータベース等を構築、維持管理に関し情報を参照するため

6 個人情報の管理について

本フォームに入力いただいた個人情報の管理の責任は、横須賀市に帰属し個人情報保護法に基づき、適切に取り扱います。

7 入力される情報の安全性確保について

利用者が本フォームをご利用になる場合は、SSL 方式による暗号化通信を行います。

これにより、通信データが暗号化され、通信途中で第三者が盗聴又は改ざんすることは不可能となります。

8 Cookie (クッキー) について

本フォームをご利用の際に、ウェブサイトからコンピュータ等の利用端末に、Cookie (クッキー) という情報を送付する場合があります。

本フォームでは利用端末を識別するために Cookie を利用していますが、これにより利用者の個人情報を取得することはありません。

令和8年6月1日